

## 桐生・みどり新市建設研究会設置要綱

(設置)

第1条 桐生市及びみどり市（以下「両市」という。）は、桐生・みどり新市建設研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 研究会は、両市の合併に必要な様々な調整事項の調査及び研究（以下「調査研究」という。）を行うことを目的とする。

(研究項目)

第3条 研究会は、次に掲げる事項について調査研究を行う。

- (1) 合併に関わる問題の調査研究に関する事項
- (2) 合併に関する基本的な事項
- (3) 新市建設に関する事項
- (4) 研究結果の取扱いに関する事項
- (5) その他合併に関し必要な事項

(組織)

第4条 研究会は、別表に定める職にある者をもって組織する。

(ワーキンググループ)

第5条 研究会は、その事務の一部について調査研究を行うため、ワーキンググループを置くことができる。

(関係職員等の出席)

第6条 研究会は、必要に応じて両市の関係職員等を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 研究会の庶務は、桐生市総合政策部広域調整室とみどり市総務部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営等に関し必要な事項は、研究会で別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月19日から施行する。

別表

桐生市	みどり市
副市長 教育長 総合政策部長 広域調整室長	副市長 教育長 総務部長 企画課長